



☆ SUBARU TIMES ☆ 特別号

持続化給付金について

4月27日、経済産業省から、「持続化給付金」の申請受付に関する情報が公表されました。
4月30日に予定されている、令和2年度補正予算の成立の翌日から、電子申請開始の見込みです。

内容をご確認の上、給付対象の要件を満たすようであれば、速やかな申請をお勧めいたします。
ご不明な点があれば、添付いたしました資料「**持続化給付金に関するお知らせ（速報版）**」記載の相談ダイヤル、若しくは弊社所長：山根までご相談下さい。

また、国の「持続化給付金」の対象にならない場合であっても、県の熊本県事業継続支援金（仮称）の対象になる場合もあります。下記をご参照ください。

熊本県事業継続支援金（仮称）について

国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等を県が重点的に支援



①対象者

中堅企業・中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

②要件

売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少

③支援額

法人…20万円、個人事業者…10万円

※本支援金については、詳細が決まり次第、随時お知らせします。

特別号 令和2年4月28日発行 【担当】山根 和彦

【お客様各位】

平素より大変お世話になっております。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方とご家族・関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。
また、医療機関や行政機関の方々など、感染拡大防止に日々ご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

助成金等について、新しい情報が出次第、随時お知らせしてまいります。ご不安な点、ご不明な点がございましたら最大限サポートさせていただきますので、どうぞ遠慮なくお申し付けください。